



# 放送を巡る規制改革について

令和2年1月21日  
総務省  
情報流通行政局

**規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)  
を受けた検討状況について  
(No.18e・19 a,c・24・25c,d)**

---

## 【放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの見直し等】

総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)を開催し、令和元年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)を公表。

また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出。

## 【中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備等】

放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業を実施し、放送事業者と番組製作会社の間などにおける放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を令和元年11月から試行的に開設。令和2年度予算においても本件施策を実施予定。

## 1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。  
対象:地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者

## 2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

## 3. 主な内容

### ○ ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
  - (1) 著作権の帰属、窓口業務
  - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
  - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
  - (1) 下請代金の減額
  - (2) 支払期日の起算日
  - (3) 契約形態と取引実態の相違
  - (4) トンネル会社の規制
  - (5) 下請事業者の振興のための取組

### ○ 問題となり得る取引事例

#### 【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

### ○ 望ましいと考えられる事例

#### 【具体例】

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

※参考:ガイドライン策定18業種

①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業(豆腐・油揚げ)、⑱食品製造業(牛乳・乳製品)

## 1 目的

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における関係の取組について、専門的見地から助言を得ること等を目的として、学識経験者等で構成される会議を開催する。(情報流通行政局長の会合として開催)

## 2 主な検討事項

- (1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2)総務省による取引実態調査(ヒアリング調査)の結果に対する評価・分析
- (3)「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講ずべき措置

※ 会議は原則非公開。議事概要や公開可能な資料を事後にHP上で公開。

## 3 スケジュール

- 平成30年10月 設置(10月29日(月)第一回会合開催)  
12月 論点整理  
平成31年 2月 よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト策定  
令和元年 7月 第一次取りまとめ※  
(以降、定期的に開催)

※取りまとめを受けて、令和元年8月9日(金)に改訂済みの「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)を公表

## 4 構成員 (敬称略)

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	弁護士(明治大学名誉教授)
	上杉 達也	パートナー弁護士(TH総合法律事務所)
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環准教授
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部准教授

(オブザーバー)

- 公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課
- 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- 経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- 中小企業庁事業環境部取引課
- 放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局  
(日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟)

## 5 ワーキンググループ (敬称略)

主任	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授

【放送事業者、放送事業者関係団体】	【番組製作会社関係団体】
日本放送協会	(一社)全日本テレビ番組製作社連(ATP)
日本テレビ放送網(株)	(一社)全国地域映像団体協議会(NRA)
(株)テレビ朝日	(一社)日本動画協会(AJA)
(株)TBSテレビ	
(株)テレビ東京	
(株)フジテレビジョン	
(一社)日本民間放送連盟	
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	
(一社)衛星放送協会	

- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・改訂(令和元年8月9日公表)、放送事業者等にガイドライン遵守徹底の働きかけを実施する等の取組を推進中。
- 本取組の一環として、放送事業者と番組製作会社の間など※における放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」の専用サイトを開設。

※放送事業者と番組製作会社の間のみならず、番組製作会社間や番組製作会社とフリーランスの方との間などを含む。

(令和元年度総務省予算事業)

## ■ 名 称 : 放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン

<https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

## ■ 開設期間 : 令和元年11月28日(木)～令和2年2月28日(金) (3か月間)

## ■ 相談対象 : テレビジョン放送(地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビ)の「放送コンテンツ」に係る製作取引に関する問題

### (問題となり得る取引事例)

- ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
- ・取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。



## ■ 相談方法 :

- 1) 上記専用サイトにある相談フォームに必要事項(相談内容、ご希望時間帯等)を入力・選択の上送信。
- 2) 相談者の希望の時間帯に総務省から委託を受けた相談担当弁護士から相談者に電話で連絡し、30分間の無料法律相談を実施。

## 6. 投資等分野

## (3)放送を巡る規制改革(通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	<p>インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。</p> <p>e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p>	e:平成30年度検討開始、平成31年度までに結論	総務省
19	新規参入の促進	<p>放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。</p> <p>a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。</p> <p>c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。</p>	a:平成31年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省

#### (4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	NHKアーカイブの活用	一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。	平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る	総務省

#### (5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	<p>制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査(「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第5版。平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査)を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情(外注に際しての価格交渉の実情を含む。)を明らかにする。</p> <p>c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。</p> <p>d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(受発注双方の業界団体等で構成)で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備(苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。)の必要性を検討する。</p>	<p>a:平成30年度早期に措置</p> <p>c,d:平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る</p>	総務省

# 日本の放送の現状と課題

---

# 課題及びこれまでの取組状況

1. NHK関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① NHK常時同時配信、ガバナンス</li> <li>② その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等)</li> </ul>
2. 放送サービスの高度化・多様化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 4K・8Kの推進</li> <li>② 通信・放送の連携に伴う対応(インターネット配信基盤・環境)</li> </ul>
3. 放送コンテンツのグローバル展開・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① NHK国際部門の充実・抜本強化</li> <li>② 放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等)</li> <li>③ 地デジの国際展開</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域社会の安全・安心を支える取組(ローカル局の経営基盤の在り方等)</li> <li>② 周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等)</li> <li>③ コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン、関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用、雇用類似の働き方等)</li> <li>④ ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保</li> <li>⑤ 情報アクセシビリティの確保</li> </ul>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>②周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等) (つづき)</p>	<p>【新CAS機能】 ○「新たなCAS機能に関する検討分科会」において検討を開始し、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。</p>	<p>—</p>	<p>新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行い、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>
<p>③コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン/関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用/雇用類似の働き方等)</p>	<p>【実態調査(フォローアップ調査等)の実施】 ○「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ調査等の結果に基づき、平成30年10月から開催している「放送コンテンツの適正な制作取引の推進に関する検証・検討会議」が同年12月に行った論点整理等において、契約書・発注書の交付、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直し等に係る放送事業者と番組制作会社との間における認識の差異の要因及び取引価格の実情を明らかにした。また、フォローアップ調査については、令和元年度も引き続き実施する予定。</p>	<p>○「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成30年度自主行動計画に関するフォローアップ調査を実施した。</p>	<p>総務省は「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」(第5版 平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査を行い、特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情を明らかにする。</p>
	<p>【ガイドラインの見直し】 ○上記の検証・検討会議において、フォローアップ調査の結果等を踏まえた議論を行い、令和元年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする改訂ガイドライン(第6版)を公表した。また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出した。</p>	<p>○「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成31年2月に、「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」を策定した。</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。</p>
	<p>【制作現場の環境改善・コンプライアンス向上】 ○放送コンテンツ制作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度予算3千万円)を実施し、放送事業者と番組制作会社の間などにおける放送コンテンツの制作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を試行的に開設した。令和2年度予算においても本件施策を実施予定。</p>	<p>—</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」で協力し、コンプライアンス向上の体制整備の必要性を検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>③コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン／関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用／雇用類似の働き方等) (つづき)</p>	<p>【改訂ガイドライン遵守に係る実態把握等】</p> <p>○ 改訂ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組制作会社に対し、公正取引委員会及び中小企業庁とも連携してヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う。</p> <p>また、中小企業庁、厚生労働省と協力して、放送事業者及び番組制作会社を対象とする講習会等を開催するなど、改訂ガイドラインの周知に取り組んでいるところ。</p>	<p>○ 民放連が全加盟者向けのガイドライン説明会を実施するなど、各団体において講習会を実施している。</p> <p>また、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」は、放送コンテンツの制作取引に係る研修会を開催するなど、改訂ガイドライン遵守のための取組を進めている。</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。</p>
	<p>【雇用類似の働き方】</p> <p>○ 厚生労働省と連携し、番組制作事業者等に対するヒアリング等を通じて、放送制作現場の実態、課題の整理・分析を行った。その結果、契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ等の事例が散見されたことから、令和元年6月、厚生労働省の有識者会議である「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」の中間整理において、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うこととされた。現在、厚生労働省において当該ツール案の作成作業中。</p>	<p>—</p>	<p>放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、実態等の整理を行い、雇用類似の働き方の保護等についての検討の材料にするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。</p>